

3 内分泌かく乱化学物質等対策

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、正式には外因性内分泌かく乱化学物質といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味します。

環境省は、平成10年5月（平成12年11月改訂）に内分泌かく乱化学物質に関する基本的な考え方、今後の対応方針等、環境ホルモン作用が疑われる67物質（改訂後65）をリストアップした「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定しました。また、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-EXTEND2005-」を、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2010-」、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2016-」を取りまとめ、平成28年度からはこれに基づき調査研究等を推進しています。

県では、内分泌かく乱化学物質については、人の健康や健康への影響について未解明な部分が多く、多岐な分野にわたることから「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」の関係各課において監視調査や残留農薬試験等を実施するとともに、情報の提供、収集を行っています。

4 P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計、公表する制度のことです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、このP R T R制度が導入されました。これにより、平成14年4月以降、対象業種（製造業など23業種）のうち、一定の要件を満たす事業者は、第一種指定化学物質（ベンゼン、ダイオキシン類など354物質）の環境への排出量等を、都道府県を經由して国への届出が義務付けられ、国や県は届出情報を集計・公表しています。（平成22年度以降把握の対象となる第一種指定化学物質は462物質、対象業種は24業種）

平成28年度には平成27年度の排出量・移動量について県内452の事業所から届出がありました。

事業者から届出のあった平成27年度の本県の排出量・移動量の全体の内訳は、総排出量・移動量約665トンに対して総排出量約542トン、総移動量約123トンとなっています。

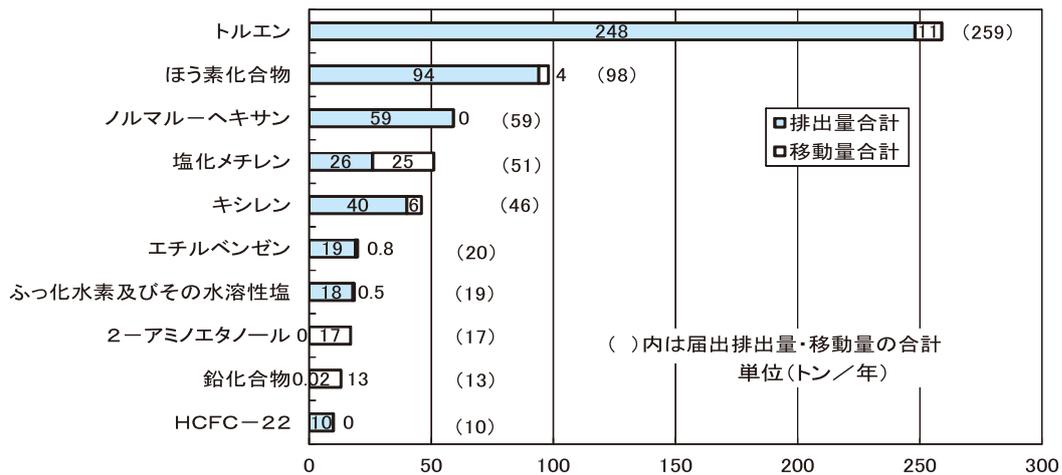
排出の内訳は、大気への排出417トン（総排出・移動量比63%）、公共用水域への排出123トン（同18%）、土壌への排出1.9トン（同0.29%）であり、事業所内での埋め立て処分はありませんでした。

また、移動の内訳は事業所外への廃棄物としての移動123トン（同18%）、下水道への移動0.004トン（同0.0006%）となっています。（表3-84、図3-35）

表 3-84 排出量・移動量の業種別届出状況（平成27年度）

業種		届出数	業種	届出数
金属鉱業		3	その他の製造業	1
製 造 業	食料品製造業	11	電気業	26
	飲料・たばこ・飼料製造業	8	下水道業	25
	酒類製造業	1	倉庫業	4
	繊維工業	1	石油卸売業	12
	木材・木製品製造業	1	燃料小売業	260
	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	洗濯業	1
	化学工業	5	一般廃棄物処理業（ごみ処分に 限る。）	34
	農薬製造業	1		
	石油製品・石炭製品製造業	8	産業廃棄物処分量	8
	プラスチック製品製造業	1	特別管理産業廃棄物処分量	1
	窯業・土石製品製造業	2	医療業	2
	非鉄金属製造業	3	高等教育機関	2
	金属製品製造業	3	自然科学研究所	3
	一般機械器具製造業	2		
	電気機械器具製造業	15		
	輸送用機械器具製造業	2		
	船舶製造・修理，船用機関製造業	3		
	精密機械器具製造業	1	合計	452

図 3-35 届出排出量・移動量の上位物質とその量（平成27年度）



※ 各化学物質毎の（ ）の数値と内訳は，端数の関係で異なることがあります。